

令和4年

第3回おいらせ町議会定例会

議案書

(議会運営委員会発委)

(議会改革特別委員会発委)

青森県おいらせ町

令和4年 第3回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
発委第3号	オンラインによる方法での委員会等開催に係る関係条例の整備に関する条例の制定について	1
発委第4号	おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について	4
発委第5号	おいらせ町議会タブレット端末貸与及び運用規則の制定について	6
発委第6号	おいらせ町議会オンライン委員会等運営要綱の制定について	19
発委第7号	おいらせ町議会会議システム導入業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について	24
	以下余白	

発委第3号

オンラインによる方法での委員会等開催に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

オンラインによる方法での委員会等開催に係る関係条例の整備に関する条例をおいらせ町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町議会議長 西 舘 秀 雄 様

提出者 議会運営委員長 松 林 義 光

提案理由

オンラインによる方法での委員会等開催に係る関係条例の整備に関する条例について、関係する2つの条例に関して所要の改正を行うため提案するものです。

オンラインによる方法での委員会等開催に係る関係条例の整備
に関する条例

(おいらせ町議会委員会条例の一部改正)

第1条 おいらせ町議会委員会条例（平成18年おいらせ町条例第154号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(委員会開会の特例)

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参加することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りではない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会等の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の委員が、第13条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第20条第2項中「、又は退場」の次に「（オンラインにより出

席した委員にあっては、映像及び音声の送受信の停止をいう。)」を加える。

第23条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第24条第3項中「、又は退席」の次に「(オンラインにより出席した公述人にあっては、映像及び音声の送受信の停止をいう。)」を加える。

第26条に次の1項を加える。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第26条の2中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会等に出席することができる。

(おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、おいらせ町議会委員会条例(平成18年おいらせ町条例第154号)第13条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときは支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発委第 4 号

おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について

おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則をおいらせ町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町議会議長 西 舘 秀 雄 様

提出者 議会運営委員長 松 林 義 光

提案理由

おいらせ町議会委員会条例の一部改正に伴い、全員協議会でもオンラインによる方法で開催や出席を可能とするため、所要の改正を行うため提案するものです。

おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則

おいらせ町議会会議規則（平成18年おいらせ町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第81条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「起立」の次に「又は挙手」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加える。

第87条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第17章中第126条の次に次の1条を加える。

（全員協議会の開催の特例）

第126条の2 全員協議会が、おいらせ町議会委員会条例（平成18年おいらせ町条例第154号）第13条の2第1項の規定で定める理由により、参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で委員会等を開催することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発委第5号

おいらせ町議会タブレット端末貸与及び運用規則の制定
について

おいらせ町議会タブレット端末貸与及び運用規則をおいらせ
町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提
出します。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町議会議長 西 舘 秀 雄 様

提出者 議会運営委員長 松 林 義 光

提案理由

効率的で迅速な議会運営、議会審議、情報の共有、議会の活性化並びに会議資料などのペーパーレス化により、さらなる議会改革を推進するためタブレット端末の適正な使用について、必要な事項を定めるため提案するものです。

おいらせ町議会タブレット端末貸与及び運用規則

(目的)

第1条 この規則は、効率的で迅速な議会運営、議会審議、情報の共有、議会の活性化並びに会議資料などのペーパーレス化により、さらなる議会改革を推進するためにおいらせ町長（以下「町長」という。）が貸与するタブレット端末の適正な使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 貸与タブレット 議長が町長より貸与を受け、議員に無償で配布したタブレット端末をいう。

(2) 情報端末機 ノート型パソコン又はこれと同様の機能を有するものをいう。

(3) 会議等 町議会の本会議、おいらせ町議会委員会条例（平成18年おいらせ町例第154号）第1条に規定する常任委員会、同条例第4条の2に規定する議会運営委員会、同条例第5条に規定する特別委員会などで貸与タブレット及び情報端末機の使用が効果的と認められる会議をいう。

(4) サーバ 主として情報端末機の操作によって生じる各種サービス要求を処理するコンピュータをいう。

(5) システム サーバ、貸与タブレット、情報端末機、それらの周辺機器及びソフトウェアにより構成させたシステムをいう。

(6) アプリケーションソフトウェア 貸与タブレット及び情報端末機（以下「タブレット端末等」という。）の利用者がタブレット端末等上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアのことをいう。

（タブレット端末等の使用者）

第3条 タブレット端末等を使用することができる者は、おいらせ町議会議員（以下「議員」という。）、議会事務局職員及び議長が許可した者（以下「職員等」という。）とする。

（システムの使用者）

第4条 システムは、議員及び職員等が使用するものとする。

（貸与タブレットの貸与）

第5条 貸与タブレットを議員活動及びその支援に使用するため議員一人につき1台貸与するものとする。

2 前項の規定により貸与タブレットを受けた議員は、おいらせ町議会貸与タブレット受領書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

3 貸与タブレットを第三者（家族含む）に貸与又は譲渡してはならない。また、特段の理由がない限り操作をさせてはならない。

4 貸与タブレットの貸与期間は、議員として在職する期間とし、その職でなくなったときは、速やかに自身固有のデータを貸与タブレットから削除し、議長に返却しなければならない。

5 議長は、返却された貸与タブレットに自身固有のデータが保存されている場合、速やかに削除するものとする。

（貸与タブレットの管理）

第6条 貸与タブレットの所有権は町に帰属し、その管理は議会事務局においておこなうものとする。

2 議会事務局局長は、おいらせ町議会貸与タブレット貸与簿（様式第2号）を整備し、貸与タブレットを適正に管理しなければならない。

3 議会事務局局長は、おいらせ町情報セキュリティポリシーを準用し、認定情報などが第三者に漏えいしないよう厳重に管理しなければならない。

（貸与タブレットの使用）

第7条 議員は、会議等に出席する時は、貸与タブレットを当該会議の目的外で使用してはならない。

2 貸与タブレットの使用については、おいらせ町情報セキュリティポリシーの規程を準用する。

3 貸与タブレットを会議等に持ち込むときは、原則としてあらかじめ貸与タブレットを充電しておくこととする。

4 会議等の長が必要と認めた場合は、貸与タブレットの使用を禁止することができる。

5 会議等以外の貸与タブレットの使用については、次に掲げるとおりとする。

(1) 会議等以外の議員活動における利用

ア 町民への啓発活動における資料閲覧

イ 行政視察等における資料閲覧

(2) 情報収集における利用

ア 町ホームページからの情報収集

イ 検索サイトからの情報収集

ウ 現地調査や行政視察等の写真撮影等の情報収集

(3) 情報伝達における利用

ア 議員相互及び議会事務局職員との情報伝達

イ 災害時等の緊急情報伝達

(4) その他議長が認めるもの

(各種通知、事務連絡、届出等)

第8条 議員及び議会事務局職員並びに会議等の長は、双方の間で各種通知、事務連絡、届出等をシステム及び電子メール等でおこなうことができる。ただし、文書によることが必要な場合は、文書で通知をするものとする。

2 前項において自署による署名又は押印が必要な場合は、システム及び電子メール等によることができない。

(貸与タブレットで使用するアプリケーションソフトウェア)

第9条 タブレット端末等へ搭載されているアプリケーションソフトウェア以外（以下「追加アプリ」という。）をインストールする場合、次の表に定める基準に従い、おいらせ町議会アプリケーションソフト追加申請書（様式第3号）により、事前に町長に申し出ることとする。

追加できるもの	議員活動に関わりのある追加アプリで、調査・研究のため必要と認められるもの
追加できないもの	次のいずれかに該当する事由で使用する追加アプリ ①遊興を目的としたもの ②私的な利用を目的としたもの ③その他議会活動に関係のない目的のもの

2 町長は、議員より前項の申請書が提出された場合は、追加アプリの可否につき決定するとともに、その結果を口頭その他の方法で申請議員に通知する。ただし、申請した追加アプリの了承がされている場合は、省略することができる。

3 第1項に規定する追加アプリのインストール作業は、議会事務局においておこなうこととする。

(費用負担)

第10条 貸与タブレットの充電及び第9条第1項に係る購入費用及び使用料の経費は、議員の負担とする。

2 前項以外の貸与タブレットの使用及び管理等の費用は町の負担とする。

(遵守事項)

第11条 議員は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 貸与タブレット及びシステムに係るログイン認証設定は推測されにくいものとし、その認証情報を第三者（家族含む）が知り得な

いよう管理しなければならない。

(2) おいらせ町情報セキュリティポリシーを遵守し、データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。

(3) 情報の受発信は、議員の責任においておこなうこと。

(4) 貸与タブレットの使用は、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけ、会議又は業務に必要なものに限定し、自己の責任においておこなうこと。

(5) システムの更新等に際し必要があるときは、町長が指示する方法により速やかに対処すること。

(事故等があった場合の責任と対応措置)

第12条 保守契約範囲外の貸与タブレットの故障、紛失等が生じたとき、又はデータの漏えい若しくはコンピュータウイルス等の不正プログラムの混入が生じたときは、貸与タブレットに係るおいらせ町議会タブレット端末事故等報告書（様式第4号・第5号）により速やかに町長に報告するものとする。

2 保守契約範囲外の貸与タブレットの故障又は紛失等による、町、議会又は第三者に損害を与えた場合の責任は、当該貸与タブレット故障又は紛失等を生じさせた当該議員において、自己の費用をもってこれを補填し、又は修理しなければならない。

(禁止事項)

第13条 議員が貸与タブレットを使用する場合、次に掲げる事項を禁止するものとする。

(1) 貸与タブレット（アプリケーションソフトウェアを含む）及び附属品の改造及び交換

(2) 貸与タブレットに障害を及ぼすおそれのある外部機器との接続

(3) オペレーションシステム（OS）のバージョンアップ

(4) 貸与タブレットに無断で追加アプリをダウンロード又はインストール

(5) 議会活動に関係のない動画の視聴や電子商取引等をはじめとした私的使用

(6) 個人情報及び町議会並びに町において公開されていない情報の開示

(7) 秘密会、非公開の会議等の関係資料等の開示

(8) 国外への貸与タブレットの持ち出し

(9) SNS（ソーシャルネットワーキングシステム）の利用

(10) 前各号に掲げるもののほか、他者の迷惑になる行為

（オンラインを利用した会議）

第14条 議員は、オンラインを利用した会議の必要があると認められるときは、貸与タブレットを使用できるものとする。

（会議中の禁止事項）

第15条 会議等において貸与タブレットの使用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 個人所有のタブレット端末などを使用

(2) 操作音や音声を発するなど、会議等の運営上支障となる行為

(3) 会議等の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影、録音

(4) 会議等における審議又は審査中の情報を外部へ発信する行為

(5) SNS及び電子メールの使用

(6) 会議・議事運営に関係のないウェブサイトの閲覧、動画の視聴及びアプリの使用

(7) その他目的外の使用

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議等の運営に支障のある行為

2 前項の規定にかかわらず、会議等における議題に関連するウェブサイトの閲覧をしなければ議論に支障があるものとして、会議等の長が口頭で許可をした場合は、当該ウェブサイトの閲覧をすることができるものとする。

（違反行為に対する措置）

第16条 第11条、第13条及び第15条に掲げる規定に違反したときは、会議等の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、会議等の長は、貸与タブレットの使用を中止させることができる。

2 第11条、第13条及び第15条に掲げる規定に違反したことにより発生した費用については、当該議員本人が負担するものとする。

(セキュリティ対策)

第17条 議員は、町の情報及びシステムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

2 町が貸与タブレット及び附属品の使用状況等について確認する際は、一時的な提出に協力するものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

おいらせ町議会議長 殿

タブレット端末使用者 _____ (自筆署名の場合は押印不要)

おいらせ町議会貸与タブレット受領書

おいらせ町議会貸与タブレット端末及び運用規則に定める遵守事項、禁止事項等の内容を了承した上で、下記のとおりタブレット端末の貸与を受けましたので届け出ます。

記

- 1 貸与タブレット管理番号 _____
- 2 貸与タブレット機種 _____
- 3 貸与タブレットシリアル番号 _____
- 4 貸与タブレットID _____
- 5 貸与タブレット受領日 _____ 年 月 日
- 6 貸与タブレットログイン _____ 議席番号
- 7 貸与タブレットパスワード ○○○□□□□ _____
(ローマ字全角半角及び数字を含む7字)

年 月 日

おいらせ町長 殿

おいらせ町議会

議員

印

おいらせ町議会アプリケーションソフト追加申請書

下記のとおり、アプリケーションソフトの追加を申請いたします。

記

- 1 ソフト名 _____
- 2 主な機能 _____
- 3 ソフトを議会活動等に使用する理由 _____

年 月 日

おいらせ町長 殿

おいらせ町議会議員

おいらせ町議会タブレット端末事故（損傷・紛失）等報告書

貸与されたタブレット端末等を（損傷・紛失）しましたので、おいらせ町議会タブレット端末貸与及び運用規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

損傷・紛失した日時	
損傷・紛失した貸与品名	
貸与タブレット管理番号	
損傷の状況又は紛失の場所	
発生の経緯（具体的に）	
再発防止策	

おいらせ町 殿

おいらせ町議会議員

おいらせ町議会タブレット端末事故（情報漏えい・ウイルス感染）等報告書

下記のとおり（情報漏えい・ウイルス感染）について、おいらせ町議会タブレット端末貸与及び運用規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

発生した日	
貸与タブレット管理番号	
発生した経緯 （具体的に）	
考えられる要因	
再発防止策	

発委第6号

おいらせ町議会オンライン委員会等運営要綱の制定について

おいらせ町議会オンライン委員会等運営要綱をおいらせ町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町議会議長 西 館 秀 雄 様

提出者 議会改革特別委員長 西 館 芳 信

提案理由

おいらせ町議会委員会条例の一部改正に伴い、オンラインによる方法での委員会等の開会方法その他必要な事項に関して定めるため提案するものです。

おいらせ町議会オンライン委員会等運営要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、おいらせ町議会委員会条例（平成18年おいらせ町条例第154号。以下「条例」という。）第13条の2第1項に規定するオンラインによる方法での委員会等（以下「オンライン委員会等」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第2条 オンライン委員会等に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に所定の場所にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により所定の場所の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
- (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

2 オンライン出席委員は、委員会等開会予定時刻の15分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会等に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

(オンライン委員会等の開会)

第3条 委員長は、条例第13条の2第1項の規定に該当すると認めるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、オンライン委員会等の開会を決定するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び委員の意見を聴くことができる。

2 委員長は、前項の決定をしたときは、速やかにその旨を所属の委員に連絡しなければならない。

(オンライン委員会等開会通知)

第4条 オンライン委員会等を招集しようとするときは、委員長は、その日時、事業等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(オンラインによる出席の申請)

第5条 オンライン委員会等にオンラインによる出席を希望する委員は、原則として、委員会等開催日の前日(町の休日にあたる日は、日数に参入しない。)の午前10時までに、所定の申請書(様式第1号)を委員長に提出しなければならない。

(委員長及び副委員長のオンライン出席の取扱い)

第6条 委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン委員会等に出席することができない。

(オンラインによる出席)

第7条 委員長は、オンライン出席委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、出席委員と認めるものとする。

(表決の方法等)

第8条 委員長は、挙手又は起立による表決を採ろうとするときは、オンライン出席委員の可否を挙手と発言により1人ずつ確認した後、所定の場所に出席している委員の可否を挙手又は起立により確認し、オンライン出席委員の可否と合算して多少を認定するものとする。

2 委員長は、案件について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び所定の場所に出席している委員に同時に行うものとする。

3 表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

4 オンライン委員会等においては、投票による表決を行うことができない。

5 オンライン委員会等における選挙は、指名推選の方法で行う場合のみ行うことができる。

(秩序保持に関する措置)

第9条 オンライン出席委員が条例第20条第2項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(公開)

第10条 オンライン委員会等を傍聴する希望があった場合は、議会事務局が対応するものとする。

(全員協議会の開催の特例における取扱い)

第11条 おいらせ町議会会議規則（平成18年おいらせ町議会規則第1号）第126条の2に規定するオンライン委員会等に関しては、第2条、第3条及び第5条から第9条の規定を準用する。

2 第2条、第3条及び第5条から第9条の規定を準用する場合は、「委員長」とあるのは「議長」と、「委員」とあるのは「議員」と読み替えるものとする。

(疑義)

第12条 この訓令の適用に関し疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

オンライン出席申請書

年 月 日

委員会
委員長 様

委員名

1 開会日

年 月 日（ ）

2 オンラインによる出席を希望する理由

3 参加場所

発委第7号

おいらせ町議会会議システム導入業務プロポーザル審査委員会
設置要綱の制定について

おいらせ町議会会議システム導入業務プロポーザル審査委員会設置
要綱をおいらせ町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙の
とおり提出します。

令和4年9月1日 提出

おいらせ町議会議長 西 舘 秀 雄 様

提出者 議会改革特別委員長 西 舘 芳 信

提案理由

オンラインによる方法を導入するにあたり、システム導入運用事業者
を指名型プロポーザル方式で決定することを定めるため提案するもの
です。

おいらせ町議会会議システム導入業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 おいらせ町議会会議システム導入業務を委託する事業者の選定にあたり、委託業者を公平かつ公正に選定するため、おいらせ町議会会議システム導入業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指名型プロポーザル方式による実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び委託業者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委託業者の選定に関して必要なこと。

(組織等)

第3条 委員会は、議長、副議長、議会改革特別委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会事務局長、総務課長、政策推進課長、財政管財課長をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から業務委託の契約を締結した日の翌日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、災害その他やむを得ない事情により会議を開くことが困難であると委員長が認めるときは、委員の過半数の書面による審議をもって会議の開催に代えることができる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の規定は、第2項ただし書の規定による書面による審議について準用する。この場合において、前項中「出席した」とあるのは、「書面による回答をした」と読み替えるものとする。

5 委員会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この訓令は、公表の日から施行する。

2 この訓令は、おいらせ町議会会議システム導入における業務委託契約の締結した日の翌日をもってその効力を失う。

令和4年 第3回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	<p style="text-align: center;">オンラインによる方法での委員会等開催に係る関係 条例の整備に関する条例の制定について</p> <p>発委第3号関係 (1)おいらせ町議会委員会条例 新旧対照表 (抜粋) (2)おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	28
2	<p>発委第4号関係 おいらせ町議会会議規則 新旧対照表 (抜粋)</p>	31

1 発委第3号関係

オンラインによる方法での委員会等開催に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

(1)おいらせ町議会委員会条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p><u>(委員会開会の特例)</u></p> <p><u>第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会等の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2 前項の委員が、第13条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第19条 (略)</p>

改正案	現行
<p><u>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p>	
<p>(秩序保持に関する措置)</p>	<p>(秩序保持に関する措置)</p>
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>
<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場 (<u>オンラインにより出席した委員にあっては、映像及び音声の送受信の停止をいう。</u>) させることができる。</p>	<p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(公述人の決定)</p>	<p>(公述人の決定)</p>
<p>第23条 (略)</p>	<p>第23条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p>	
<p>(公述人の発言)</p>	<p>(公述人の発言)</p>
<p>第24条 (略)</p>	<p>第24条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席 (<u>オンラインにより出席した公述人にあっては、映像及び音声の送受信の停止をいう。</u>) させることができる。</p>	<p>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</p>
<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p>
<p>第26条 (略)</p>	<p>第26条 (略)</p>
<p><u>2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p>	
<p>(参考人)</p>	<p>(参考人)</p>
<p>第26条の2 (略)</p>	<p>第26条の2 (略)</p>

改正案	現行
2 (略)	2 (略)
<u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会等に出席することができる。</u>	
<u>4 参考人については、第24条、第25条及び前条の規定を準用する。</u>	3 参考人については、第24条、第25条及び前条の規定を準用する。

(2)おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
(費用弁償)	(費用弁償)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員の例による。 <u>ただし、おいらせ町議会委員会条例(平成18年おいらせ町条例第154号)第13条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときは支給しない。</u>	3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員の例による。

2 発委第4号関係

おいらせ町議会会議規則 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(起立<u>又は挙手</u>による表決)</p> <p>第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とするものを起立<u>又は挙手</u>させ、起立者<u>又は挙手者</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者<u>又は挙手者</u>の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p>
<p>(簡易表決)</p> <p>第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>起立又は挙手</u>の方法で表決を採らなければならない。</p>	<p>(簡易表決)</p> <p>第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。</p>
<p>(全員協議会)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(全員協議会)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p><u>(全員協議会の開催の特例)</u></p> <p><u>第126条の2 全員協議会が、おいらせ町議会委員会条例(平成18年おいらせ町条例第154号)第13条の2第1項の規定で定める理由により、参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で委員会等を開催することができる。</u></p>	